佐賀県規則第9号

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則(平成26年佐賀県規則第90号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次の表に掲げる規定の改止部分は、下線の部分である 「	
改正前	改正後
(立入検査の証明書)	(立入検査の証明書)
第3条 略	第3条略
	(調査票情報の提供に係る手続等)
	第4条 条例第10条第1項の規定により知事等に調査票情報の提供
	を依頼しようとする者(以下「第10条提供申出者」という。)は、
	次に掲げる事項を記載した書類(以下「第10条提供申出書」とい
	う。) に、当該知事等が当該調査票情報の提供に係る事務処理のた
	<u>めに必要と認める資料を添付して、当該知事等に提出することに</u>
	より、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。
	(1) 第10条提供申出者が国の行政機関又は他の地方公共団体(以
	下「公的機関」という。) であるときは、次に掲げる事項
	ア 当該公的機関の名称
	イ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
	(2) 第10条提供申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人
	の定めがあるもの(以下「法人等」という。) であるときは、次
	に掲げる事項
	ア 当該法人等の名称及び住所
	イ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、生年月日、職名及
	(3) 第10条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
	ア 当該個人の氏名、生年月日及び住所
	イ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

71	71 11
改正前	改正後
	(4) 第10条提供申出者が前3号に掲げる者以外の者であるとき
	は、当該者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
	(5) 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
	ア 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
	イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
	(6) 調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査
	<u>票情報を特定するために必要な事項</u>
	(7) 調査票情報の利用場所
	(8) 調査票情報の利用目的
	(9) 調査票情報を取り扱う者が第7条第2項各号に掲げる者に
	該当しない旨
	(10) 前各号に掲げるもののほか、第7条第1項各号に掲げる要
	<u>件に該当することを確認するために必要な事項として、次のア</u>
	からウまでに掲げる申出の区分に応じ、当該アからウまでに定
	<u>める事項</u>
	ア 第7条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項
	(ア) 調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間
	<u>(イ) 委託し、又は共同して行うことに係る内容</u>
	(ウ) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報
	<u>を利用して作成する統計等の内容</u>
	<u>(エ) 調査研究の成果を公表する方法</u>
	(オ) 第30条第1項において準用する第21条第2項に規定す
	る調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講
	ずる内容
	(カ) 調査票情報の提供を受ける方法及び年月日
	<u>(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、知事等が特に必要</u>

改正前	改正後
改正前	世記める事項

改正前	改正後
	定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を
	離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71
	号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日にお
	いて有効なものその他これらの者が本人であることを確認する
	に足りる書類(以下「本人確認書類」という。)
	(2) 第10条提供申出者が法人等(第6条に規定する者を除く。第
	13条第2項第2号及び第22条第2項第2号において同じ。) であ
	るときは、第10条提供申出書等に記載されている当該法人等の
	名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名(以下「名称等」
	という。) と同一の名称等が記載されている登記事項証明書又は
	印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他そ
	の者が本人であることを確認するに足りる書類(以下「法人確
	<u>認書類」という。)</u>
	(3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
	3 知事等は、第1項の規定により提出された第10条提供申出書等
	に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であ
	ると認めるときは、第10条提供申出者に対して、説明を求め、又
	は当該第10条提供申出書等の訂正を求めることができる。
	第5条 知事等は、前条第1項の規定による申出を受けた場合にお
	いて、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第10条提供
	申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行うによる。
	供を行う旨を通知するものとする。
(<u>調査票情報の提供を受けることができる者</u>)	(国の行政機関、他の地方公共団体に準ずる者)
第4条 条例第10条第1号の規則で定める者は、独立行政法人等(統	
計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第2項に	人等(統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条
規定する独立行政法人等をいう。)、会計検査院、地方独立行政法	
人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。	院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土

改正前

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

- 第5条 条例第10条第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲 <u>げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために</u> <u>必要な措置が講じられている</u>ものとする。
 - (1) <u>国の行政機関、地方公共団体</u>又は前条に規定する者(<u>次号に</u> <u>おいて「公的機関」</u>という。)が、これらの者以外の者に委託し、 又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の 作成等
 - (2) その実施に要する費用の全部又は一部を<u>公的機関</u>が公募の 方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
 - (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

改正後

地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

- <u>第7条</u> 条例<u>第10条第1項第2号</u>の規則で定める統計の作成等は、 次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 公的機関又は前条に規定する者(以下「公的機関等」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、第30条第1項において準用する第21条第2項に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
 - (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、第30条第1項において準用する第21条第2項に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
 - (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他条例第10条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であって、第30条第1項において準用する第21条第2項に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- 2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者 とする。
 - (1) 法、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法 律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関す る法律(平成15年法律第59号)若しくはこれらの法律に基づく

改正前	改正後
	命令又は条例若しくは佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀
	県条例第37号)に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行
	を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して
	<u>5年を経過しない者</u>
	(2) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
	(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
	<u>以下同じ。)</u>
	(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
	第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
	(4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
	(5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三
	者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用して
	<u>いる者</u>
	(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供
	与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は
	関与している者
	(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し
	<u>ている者</u>
	(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用
	<u>している者</u>
	(9) 第3号から第8号までに掲げる者がその経営に実質的に関
	<u>与している者、その事業活動を支配する者又は第3号から第8</u>
	号までに掲げる者をその業務に従事させ、若しくは当該業務の
	補助者として使用するおそれのある者
	(10) 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データ
	<u>を利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規</u>
	定に反した等の理由により調査票情報を提供することが不適切
ı	•

改正前	改正後
	であると知事等が認めた者
	(調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表)
	第8条 条例第10条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定
	<u>による調査票情報の提供をした後1月以内に行わなければならな</u>
	<u>l I。</u>
	第9条 条例第10条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げ
	る事項とする。
	(1) 調査票情報を提供した年月日
	(2) 調査票情報の提供を受けた者(個人に限る。)の職業、所属
	<u>その他の当該者に関する情報であって、知事等が調査票情報の</u> 提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要
	<u>症ਲをすることが過当と認めた理由を構成する事項のプラ必要</u> と認める事項
	(3) 調査票情報の利用目的
	(調査票情報の提供を受けて作成した統計等の提出)
	第10条 条例第10条第3項の規定により作成した統計又は行った統
	計的研究の成果を提出するときは、当該調査票情報を利用した実
	<u>績に関する報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しな</u>
	<u>ければならない。</u>
	2 前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録
	<u>をもって作成して提出しなければならない。</u>
	<u>(調査票情報の提供を受けて作成した統計等の公表)</u>
	第11条 条例第10条第4項の規定による公表は、同条第3項の提出
	を受けた日から原則として3月以内に行わなければならない。
	第12条 条例第10条第4項第3号の規則で定める事項は、次に掲げ
	<u>る事項とする。</u>
	<u>(1) 第9条各号に掲げる事項</u>

改正前	改正後
	(2) 提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる
	<u>事項</u>
	ア 当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した
	調査票情報に係る県統計調査の名称、年次、当該調査票情報
	の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要
	な事項
	イ 当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をする ために、知事等が特に必要と認める事項
<u>(委託による統計の作成等を行うことができる場合)</u>	
第6条 条例第11条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
<u>(1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲</u>	
<u>げる要件の全てに該当すると認められるとき</u>	
ア 委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果	
(以下「統計成果物」という。)を学術研究の用に供すること	
を直接の目的とすること。	
<u>イ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されるこ</u>	
(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲 げる要件の全てに該当すると認められるとき	
フ 統計成果物を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に	
<u>ア 統計成条物を学校教育法(昭和22年法律第20号)第十宗に</u> 規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供するこ	
<u> </u>	
イ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。	
(委託による統計の作成等に係る手続等)	│ │ (委託による統計の作成等に係る手続等)
第7条 条例第11条の規定により知事等に統計の作成等を委託しよ	
うとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を	託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる

ᅩ	_	٠-
44	ı⊢	- BII

記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、知事等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- (1) 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項及び次項において「法人等」という。)であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
- (2) 委託申出者が法人等であるときは、<u>当該法人等の名称及び住</u> 所

- (3) 代理人によって申出をするときは、<u>当該代理人の氏名、生年</u> 月日及び住所
- <u>(4)</u>・<u>(5)</u> 略
- (6) 統計成果物の利用目的
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条第1号又は第2号に掲げる 要件に該当することを確認するために必要な事項

改正後

事項を記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、<u>当該</u>知事等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、<u>当該</u>知事等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- (1) 委託申出者が公的機関であるときは、第4条第1項第1号に 掲げる事項
- (2) 委託申出者が法人等であるときは、<u>第4条第1項第2号に掲</u> げる事項
- (3) 委託申出者が個人であるときは、第4条第1項第3号に掲げ る事項
- (4) 委託申出者が前3号に掲げる者以外の者であるときは、当該 者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- <u>(5)</u> 代理人によって申出をするときは、<u>第4条第1項第5号に掲</u> げる事項
- <u>(6)</u>・<u>(7)</u> 略
- (8) 委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果 (以下「統計成果物」という。)の利用目的
- (9) 統計の作成等の委託をする者が第15条第2項各号に掲げる 者に該当しない旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか、<u>第15条第1項各号</u>に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項<u>として、次のア及びイに掲げる申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める事項</u>ア第15条第1項第1号に該当する申出次に掲げる事項
 - (ア) 統計成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容

改正前	改正後
	及び実施期間
	<u>(イ) 研究の成果を公表する方法</u>
	(ウ) 個人及び法人の権利利益を害するおそれがない旨
	<u>(I) 統計成果物の提供を受ける方法及び年月日</u>
	<u>(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、知事等が特に必要</u>
	と認める事項
	イ 第15条第1項第2号に該当する申出 次に掲げる事項
	(ア) 統計成果物の直接の利用目的が教育(学校教育法(昭和
	22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学
	校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学
	校 (同法第76条第 2 項に規定する高等部に限る。) 、大学若 しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校
	(同法第125条第1項に規定する一般課程を除く。)(以下
	「学校」という。) における教育に限る。) である旨
	(1) 統計成果物を利用する学校、学部学科の名称、授業科目
	の名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で
	利用する必要性及び期間
	(ウ) 授業科目の実施結果を公表する方法
	<u>(エ) ア(ウ)及び(エ)に掲げる事項</u>
	(t) (ア)から(I)までに掲げるもののほか、知事等が特に必要
	<u>と認める事項</u>
2 委託申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に	2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、知事等に対
掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。	し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が法人等で	(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者の氏名等及びその代理人
あるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人	の氏名等と同一の氏名等が記載されている本人確認書類
<u> </u>	

改正前

改正後

の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が 記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カ ード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19 条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日 本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3 年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申 出の日において有効なものその他これらの者が本人であること を確認するに足りる書類

(2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出の日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

(3) 略

3 略

- 第8条 知事等は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当であると認めるときは、委託申出者に対し、その旨及び当該申出に係る統計の作成等に要する手数料の額その他当該申出に係る統計の作成等に関する事項を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る 統計の作成等の実施を求めるときは、<u>その旨</u>を記載した委託依頼 書に知事等が当該統計の作成等に係る契約を<u>締結する</u>ために必要 と認める書類を添付して、知事等に提出しなければならない。

(2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称等と同一の名称等が記載されている法人確認書類

(3) 略

3 略

- 第14条 知事等は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、<u>当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該</u>統計の作成等に<u>係る</u>手数料の額<u>及び納付期限</u>を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る 統計の作成等の実施を求めるときは、<u>納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項</u>を記載した委託依頼書に<u>、当該通知を行った</u>知事等が当該統計の作成等に係る契約を<u>行う</u>ために必要と認める書類を添付して、当該知事等に提出しなければならない。

改正前	改正後
3 前項の委託依頼書を提出 <u>した委託申出者</u> は、 <u>知事等が指定する</u>	3 前項の依頼書を提出 <u>する者</u> は、納付期限までに手数料を納付し
納付期限までに手数料を納付しなければならない。	なければならない。
	(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する
	<u>委託による統計の作成等)</u>
	第15条 条例第11条第1項の調査票情報を利用して行うことについ
	て相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるもの
	<u>とする。</u>
	(1) 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であっ
	て、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
	ア 統計成果物を研究の用に供すること。
	<u>イ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</u>
	(ア) 統計成果物を利用して行った研究の成果の公表(条例第
	<u>11条第3項の規定により行う公表を除く。) がされること。</u>
	(1) 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得る
	までの過程の概要が公表されること。
	<u>ウ 個人及び法人の権利利益を害するおそれがないこと。</u>
	(2) 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次
	<u>に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの</u>
	アの統計成果物を学校における教育の用に供することを直接の
	目的とすること。
	イ 統計成果物を利用して行った教育内容の公表(条例第11条
	第3項の規定により行う公表を除く。) がされること。
	ウ 前号ウに掲げる要件に該当すること。
	2 前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当し
	<u>ない者とする。</u>
	(1) 第7条第2項各号(第10号を除く。)に規定する者

改正前	改正後
	<u>用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に</u>
	反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不
	適切であると知事等が認めた者
	<u>(統計の作成等の委託をした者の氏名等の公表)</u>
	第16条 条例第11条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定
	による委託による統計の作成等を行うこととした後1月以内に行
	<u> </u>
	第17条 条例第11条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げ ス東語はまる
	る事項とする。
	(1) 統計の作成等の委託の年月日
	(2) 統計の作成等の委託をした者(個人に限る。)の職業、所属 その他の当該者に関する情報であって、知事等が統計の作成等
	<u>ての他の当該省に関する情報であって、知事寺が続計の作成寺</u> を行うことが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認
	める事項
	(3) 統計の作成等の委託の目的
	(調査票情報を利用して作成した統計等の公表)
	第18条 条例第11条第3項の規定による公表は、同条第1項の統計
	の作成等を行った日から原則として3月以内に行わなければなら
	<u>ない。</u>
	第19条 条例第11条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げ
	<u>る事項とする。</u>
	<u>(1) 第17条各号に掲げる事項</u>
	(2) 作成された統計又は行った統計的研究の成果について、第12
	<u>条第2号に掲げる事項</u>
第9条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当	当該統計成果物 │ <u>第20条</u> 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物

改正前

を用いて行った<u>学術研究又は教育</u>が終了したときは、遅滞なく、 当該学術研究の成果<u>又は</u>教育内容の概要その他の統計成果物を利 用した実績に関する報告書を知事等に提出しなければならない。

- 2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を<u>第7条第1項第6号</u>の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、知事等の同意を得たときは、この限りでない。
- 3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第10条 知事等は、前条第1項の規定により提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

<u>(匿名データの提供を行うことができる場合)</u>

- 第11条 条例第12条第 4 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合 とする。
 - (1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲 げる要件の全てに該当すると認められるとき
 - ア 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
 - <u>イ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とす</u> ること。

改正後

を用いて行った研究、教育又は事業等が終了したときは、遅滞なく、当該研究の成果、教育内容の概要又は事業等内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する報告書を当該統計成果物の提供を行った知事等に提出しなければならない。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を<u>第</u>13条第1項第8号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、<u>当該統計成果物の提供を行った</u>知事等の同意を得たとき<u>又は第15条第1項第1号の場合において当該統計成果物を用いて行った研究の終了後の当該統計成果物の公表(条例第11条第3項の規定により行う公表を除く。)について</u>は、この限りでない。

改正前	改正後
ウ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されるこ	
<u>と。</u>	
工 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられ	
<u>ていること。</u>	
(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲	
げる要件の全てに該当すると認められるとき	
ア 前号ア及びエに掲げる要件に該当すること。	
<u>イ 匿名データを学校教育法第1条に規定する大学又は高等専</u>	
門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること	
<u>と。</u> ウ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。	
ク 匿名ナータを用いて行うた教育内谷が公衣されること。	/ 佐代した歴名 データの海正か答理 \
	<u>(作成した匿名データの適正な管理)</u> 第21条 条例第12条第 2 項に掲げる知事等が講じなければならない
	<u>第21宗 宗例第12宗第2頃に拘ける和事寺が講しなければならない</u> 作成した匿名データ(以下この条において「作成匿名データ」と
	いう。) を適正に管理するために必要な措置として規則で定めるも
	のは、次に定める措置とする。
	ア 作成匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を
	明確にすること。
	イ 作成匿名データに係る管理簿を整備すること。
	ウ 作成匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並
	びにその運用の評価及び改善を行うこと。
	工 作成匿名データを取り扱う者以外の者が、作成匿名データ
	を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の
	監査を行うこと。
	<u>オ 作成匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における</u>

改正前	改正後
	事務処理体制を整備すること。
	(2) 人的管理措置として作成匿名データを取り扱う者に対する
	<u>必要な教育及び訓練を行うこと。</u>
	(3) 物理的管理措置
	ア 作成匿名データを取り扱う区域を特定すること。
	イ 作成匿名データを取り扱う区域として特定された区域への
	<u>立入りの制限をするための措置を講ずること。</u>
	ウ 作成匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止及び災害か
	らの保護のための措置を講ずること。
	工 作成匿名データを削除し、又は作成匿名データが記録され
	た機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
	(4) 技術的管理措置
	ア 作成匿名データを取り扱う電子計算機等において当該作成
	匿名データを処理することができる者を限定するため、適切
	な措置を講ずること。
	<u>イ 作成匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に</u>
	接続している場合、不正アクセス行為(不正アクセス行為の 禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に
	規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。)を防止するた
	め、適切な措置を講ずること。
	ウ 作成匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に
	接続していることに伴う作成匿名データの漏えい、滅失又は
	<u>(5) その他の管理措置</u>
	ア 作成匿名データの取扱いに関する業務を委託するときは、
	当該委託を受けた者が講ずるべき当該作成匿名データを適正
	•

改正前	改正後
	に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
	イ アの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこ
	<u>と。</u>
	2 知事等から作成匿名データの取扱いに関する業務の委託を受け
	た者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければな
	らない当該作成匿名データ(以下この項において「受託匿名デー
	<u>タ」という。) を適正に管理するために必要な措置として条例第12</u>
	条第3項の規定により準用する同条第2項の規則で定めるもの
	は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置と
	<u>する。</u>
	(1) 国の行政機関、他の地方公共団体又は独立行政法人等(以下
	<u>「行政機関等」という。) 次に掲げる措置</u>
	ア 組織的管理措置
	(ア) 受託匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業
	<u>務を明確にすること。</u>
	(1) 受託匿名データに係る管理簿を整備すること。
	(ウ) 受託匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実
	施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
	(I) 受託匿名データを取り扱う者以外の者が、受託匿名デー
	<u>タを取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと</u>
	<u>等の監査を行うこと。</u>
	(オ) 受託匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時におけ
	る事務処理体制を整備すること。
	<u>イ 人的管理措置として受託匿名データを取り扱う者に対する</u>
	<u>必要な教育及び訓練を行うこと。</u>
	ウ 物理的管理措置

71 24	71 11
改正前	改正後
	(ア) 受託匿名データを取り扱う区域を特定すること。
	(1) 受託匿名データを取り扱う区域として特定された区域
	への立入りの制限をするための措置を講ずること。
	(ウ) 受託匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止及び災
	<u>害からの保護のための措置を講ずること。</u>
	(I) 受託匿名データを削除し、又は受託匿名データが記録さ
	れた機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行う
	<u>こと。</u>
	工 技術的管理措置
	(ア) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等において当該
	受託匿名データを処理することができる者を限定するた
	<u>め、適切な措置を講ずること。</u>
	(イ) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回
	線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、
	<u>適切な措置を講ずること。</u>
	(ウ) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回
	線に接続していることに伴う受託匿名データの漏えい、滅
	<u>失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。</u>
	オーその他の管理措置
	(ア) 受託匿名データの取扱いに関する業務を委託するとき
	は、知事等に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託匿
	名データを適正に管理するための措置について必要な確認 を求めること
	を求めること。
	(1) (ア)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行
	<u>うこと。</u>
	(2) 法人等(独立行政法人等を除く。) 次に掲げる措置

	改正後
LXTT-Bil	
	アー組織的管理措置
	(ア) 受託匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること。
	(1) 受託匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業 務を明確にすること。
	<u> </u>
	(I) 受託匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実
	施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
	(オ) 受託匿名データを取り扱う者以外の者が、受託匿名デー
	<u>タを取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと</u>
	<u>等の監査を行うこと。</u>
	(カ) 受託匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時におけ
	<u>る事務処理体制を整備すること。</u>
	<u>イ 人的管理措置</u>
	<u>(ア) 受託匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当し</u>
	<u>ない者であることを確認すること。</u>
	a 第7条第2項各号(第10号を除く。)に規定する者
	b aに掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを
	利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令
	の規定に反した等の理由により受託匿名データを取り扱
	うことが不適切であると知事等が認めた者
	(イ) 受託匿名データを取り扱う者に対する必要な教育及び
	訓練を行うこと。
	ウ物理的管理措置
	(ア) 受託匿名データを取り扱う区域を特定すること。
	(イ) 受託匿名データを取り扱う区域として特定された区域

-1 A4	7. 7
改正前	改正後
	への立入りの制限をするための措置を講ずること。
	(ウ) 受託匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止及び災
	害からの保護のための措置を講ずること。
	(I) 受託匿名データを削除し、又は受託匿名データが記録さ
	れた機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行う
	<u>こと。</u>
	工 技術的管理措置
	(ア) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等において当該
	受託匿名データを処理することができる者を限定するた
	<u>め、適切な措置を講ずること。</u>
	(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回
	線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、
	<u>適切な措置を講ずること。</u>
	(ウ) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回
	線に接続していることに伴う受託匿名データの漏えい、滅
	失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること <u>。</u>
	オーその他の管理措置
	(ア) 受託匿名データの取扱いに関する業務を委託するとき
	は、知事等に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託匿 名データを適正に管理するための措置について必要な確認
	<u>石チータを過止に目達するための指量につけて必要な雑誌</u> を求めること。
	(イ) (ア)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行
	つこと。
	(3) 個人 次に掲げる措置
	ア物理的管理措置
	<u>(ア) 受託匿名データを取り扱う区域を特定すること。</u>

改正前	改正後
	(イ) 受託匿名データを取り扱う区域として特定された区域
	への立入りの制限をするための措置を講ずること。
	(ウ) 受託匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止及び災
	害からの保護のための措置を講ずること。
	(I) 受託匿名データを削除し、又は受託匿名データが記録さ
	れた機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行う
	<u>こと。</u>
	イ 技術的管理措置
	(ア) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等において当該
	受託匿名データを処理することができる者を限定するた
	<u>め、適切な措置を講ずること。</u>
	(イ) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回
	線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、
	<u>適切な措置を講ずること。</u>
	(ウ) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回
	線に接続していることに伴う受託匿名データの漏えい、滅
	失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること <u>。</u>
	ウ その他の管理措置
	(ア) 受託匿名データを取り扱う者が、受託匿名データの適正
	<u>管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の</u>
	能力を備えること。
	(1) 受託匿名データに係る管理簿を整備すること。
	(ウ) 受託匿名データを取り扱う者以外の者が、受託匿名デー
	タを取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと 第 9 数本を行うこと
	等の監査を行うこと。
	<u>(I) 受託匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時におけ</u>

改正前	改正後
	る処理の手順をあらかじめ定めること。
	(1) 受託匿名データの取扱いに関する業務を委託するとき
	は、知事等に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託匿
	名データを適正に管理するための措置について必要な確認
	<u>を求めること。</u>
	(カ) (オ)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行
	<u>うこと。</u>
	<u>(匿名データの提供に係る手続等)</u>
	第22条 条例第12条第4項の規定により知事等に匿名データの提供
	を依頼しようとする者(以下「第12条提供申出者」という。)は、
	次に掲げる事項を記載した書類(以下「第12条提供申出書」とい う。)に、当該知事等が当該匿名データの提供に係る事務処理のた
	めに必要と認める資料を添付して、当該知事等に提出することに
	より、匿名データの提供の依頼の申出をするものとする。
	(1) 第12条提供申出者が公的機関であるときは、第4条第1項第
	<u>1号に掲げる事項</u>
	(2) 第12条提供申出者が法人等であるときは、第4条第1項第2
	号に掲げる事項
	(3) 第12条提供申出者が個人であるときは、第4条第1項第3号
	<u>に掲げる事項</u>
	(4) 第12条提供申出者が前3号に掲げる者以外の者であるとき
	は、当該者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
	(5) 代理人によって申出をするときは、第4条第1項第5号に掲 げる事項
	<u>17 0 争項</u> (6) 匿名データに係る県統計調査の名称、年次その他の当該匿名
	(0) <u>匿名データに係る宗統計嗣重の名称、年次での他の自該匿名</u> データを特定するために必要な事項
	ノーノで行化するにのに必安は事状

改正前	
EVIT 9.3	(7) 匿名データの利用場所
	(8) 匿名データの利用目的
	(9) 匿名データを取り扱う者が第24条第2項第1号及び第2号
	に掲げる者に該当しない旨
	件に該当することを確認するために必要な事項として、次のア
	及びイに掲げる申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める事項
	ア 第24条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項
	<u>(ア) 匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨</u>
	(1) 匿名データの直接の利用目的である研究の名称、必要
	性、内容及び実施期間
	(ウ) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データ
	を利用して作成する統計等の内容
	(1) 研究の成果を公表する方法
	(オ) 個人及び法人の権利利益を害するおそれがない旨
	(カ) 第30条第2項において準用する第21条第2項(第1号ア (I)及びオ、第2号ア(オ)及びオ並びに第3号ウ(ケ)、(オ)及
	び(カ)を除く。第24条第1項第1号並びに第30条第2項及び
	第4項において同じ。)に規定する匿名データを適正に管理
	するために必要な措置として講ずる内容
	(キ) 匿名データの提供を受ける方法及び年月日
	<u>(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、知事等が特に必要</u>
	<u>と認める事項</u>
	<u>イ 第24条第 1 項第 2 号に該当する申出 次に掲げる事項</u>
	(ア) 匿名データの直接の利用目的が教育(学校における教育
	<u>に限る。)である旨</u>

	T
改正前	改正後
	(1) 匿名データを利用する学校、学部学科の名称、授業科目
	の名称、目的及び内容並びに当該匿名データを授業科目で
	<u>利用する必要性</u>
	(ウ) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データ
	<u>を利用して作成する統計等の内容</u>
	<u>(I) 授業科目の実施結果を公表する方法</u>
	<u>(オ) ア(オ)から(キ)までに掲げる事項</u>
	<u>(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、知事等が特に必要</u>
	と認める事項
	2 第12条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、知事
	等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
	(1) 第12条提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下「第12条
	提供申出書等」という。) に記載されている第12条提供申出者の
	氏名等及びその代理人の氏名等と同一の氏名等が記載されてい
	<u>る本人確認書類</u>
	(2) 第12条提供申出者が法人等であるときは、第12条提供申出書
	等に記載されている当該法人等の名称等と同一の名称等が記載
	されている法人確認書類
	(3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
	3 知事等は、第1項の規定により提出された第12条提供申出書等
	に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であ
	ると認めるときは、第12条提供申出者に対して、説明を求め、又
	は当該第12条提供申出書等の訂正を求めることができる。
	第23条 知事等は、前条第1項の規定による申出を受けた場合にお
	いて、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第12条提供 申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提
	中山石に対し、日畝中山に心して日畝中山に徐る匿名ナータの佐

改正前	改正後
	供を行う旨並びに当該匿名データの提供に係る手数料の額及び納
	付期限を通知するものとする。
	2 前項の通知を受けた第12条提供申出者は、当該通知に係る匿名
	データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納
	付方法その他必要な事項を記載した提供依頼書に、当該通知を行
	<u>った知事等が定める匿名データの取扱いに関する事項(利用後に</u>
	とるべき措置に関する事項を含む。) を順守する旨記載した書面そ
	の他当該知事等が必要と認める書類を添付して、当該知事等に提
	出しなければならない。
	3 前項の提供依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納
	<u>付しなければならない。</u>
	<u>(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有</u>
	する統計の作成等)
	第24条 条例第12条第4項の匿名データの提供を受けて行うことに
	ついて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げる
	<u>ものとする。</u>
	(1) 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であっ
	て、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
	ア 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とす
	<u>ること。</u>
	<u>イ 匿名データを利用して行った研究の成果の公表(条例第12</u>
	条第5項の規定により準用する条例第10条第4項の規定によ
	<u>り行う公表を除く。) がされること。</u>
	ウ 個人及び法人の権利利益を害するおそれがないこと。
	工 第30条第2項において準用する第21条第2項に規定する匿
	<u>名データを適正に管理するために必要な措置が講じられてい</u>
	<u>ること。</u>

改正前	改正後
	(2) 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次
	<u>に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの</u>
	ア 匿名データを学校における教育の用に供することを直接の
	<u>目的とすること。</u>
	イ 匿名データを利用して行った教育内容の公表(条例第12条
	第5項の規定により準用する条例第10条第4項の規定により
	<u>行う公表を除く。) がされること。</u>
	<u>ウ 前号ウ及びエに掲げる要件に該当すること。</u>
	2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者
	<u>とする。</u>
	(1) 第7条第2項各号(第10号を除く。)に規定する者
	(2) 前号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利
	用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に
	<u>反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であ</u>
	ると知事等が認めた者
	<u>(匿名データの提供を受けた者の氏名等の公表)</u>
	第25条 条例第12条第5項の規定により準用する条例第10条第2項
	の規定による公表は、条例第12条第4項の規定による匿名データ
	の提供をした後1月以内に行わなければならない。
	第26条 条例第12条第5項の規定により準用する条例第10条第2項 第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
	(1) 匿名データを提供した年月日 (2) 匿名データの提供を受けた者(個人に関え、)の際数 新屋
	(2) 匿名データの提供を受けた者(個人に限る。)の職業、所属 その他の当該者に関する情報であって、知事等が匿名データの
	世界である。 提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要
	と認める事項

改正前	改正後
改正前 第12条 第7条から第10条までの規定は、条例第12条第4項の規定	改正後 (3) 匿名データの利用目的 (匿名データを利用して作成した統計等の提出) 第27条 条例第12条第5項の規定により準用する条例第10条第3項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、当該匿名データを利用した実績に関する報告書及び匿名データに係る管理簿を併せて提出しなければならない。 2 前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成して提出しなければならない。 (匿名データを利用して作成した統計等の公表) 第28条 条例第12条第5項の規定により準用する条例第10条第4項の規定による公表は、条例第12条第5項の規定により準用する条例第10条第3項の提出を受けた日から原則として3月以内に行わなければならない。 第29条 条例第12条第5項の規定により準用する条例第10条第4項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 第26条各号に掲げる事項 (2) 提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項 ア 当該統計の作成又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項 フ 当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した匿名データに係る県統計調査の名称、年次、その他の当該匿名データを特定するために必要な事項 イ 当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、知事等が特に必要と認める事項
第12条 第7条から第10条までの規定は、条例第12条第4項の規定 により匿名データを提供する場合について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申	

改正前		
出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と読み		
替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字		
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第7条の	委託による統計の作成等	匿名データの提供
<u>見出し</u>		
<u>第7条第</u>	<u>第11条</u>	<u>第12条第 4 項</u>
<u>1 項各号</u>	統計の作成等	匿名データの提供
<u>列記以外</u>	委託しようとする者	依頼しようとする
<u>の部分</u>		<u>者</u>
	委託の	依頼の
第7条第	この項及び次項	第12条において準
1項第1		用するこの項及び
<u>号</u>		<u>次項</u>
	統計の作成等に必要となる調	匿名データの名称、
1項第4	査票情報に係る県統計調査の	年次その他の当該
<u>号</u>	名称、年次その他の当該調査	<u>匿名データ</u>
	票情報	
第7条第	委託に係る統計の作成等の内	匿名データの使用
1項第5	<u> </u>	<u>場所及び管理方法</u>
<u>号</u>	(***)	m 2 =
<u>第7条第</u>	<u>統計成果物</u>	<u>匿名データ</u>
1項第6		
号	<u> </u>	笠40ターカリア港
第7条第	<u>削各亏</u> 	<u>第12条において準</u>
1項第7	**************************************	用する前各号
<u>号</u>	<u>前条第1号又は第2号</u>	第11条第1号又は

	改正前		改正後
		第2号	
第7条第	前項	第12条において準	
2 項 各 号		用する前項	
列記以外			
<u>の部分</u>	=		
第7条第	<u>第1項</u>	<u>第12条において準</u>	
3項		用する第1項	
第 8 条 第	前条第1項	第12条において準	
1項		用する前条第1項	
	統計の作成等	匿名データの提供	
第8条第	前項	第12条において準	
2項		用する前項	
	統計の作成等の	<u>匿名データの提供</u>	
		<u></u> <u> の</u>	
	当該統計の作成等に係る契約	<u>定める匿名データ</u>	
	<u>を締結するために</u>	<u>の取扱いに関する</u>	
		事項(使用後にとる	
		べき措置に関する	
		<u>事項を含む。) を遵</u>	
		守する旨記載した	
55 0 AT 55	<u> </u>	書面その他	
第 8 条 第	前項	<u>第12条において準</u>	
3項	(++1-1) F7 (4-	用する前項	
第 9 条 第	<u>統計成果物</u>	<u>匿名データ</u>	
1 項及び			
第3項			

			T
	改正前		改正後
<u>第9条第</u> <u>2項</u>	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第7条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、知事等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供 を受けた提供依頼 申出者は、当該匿名 データの使用が終 了したときは、速や かに、匿名データの 使用後にとるべき 措置をとるものと する	
第10条	前条第1項	第12条において準 用する前条第1項	
			(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理) 第30条 条例第13条第1項第1号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として同項の規則で定めるものについては、第21条第2項の規定を準用する。この場合において、同項(各号列記以外の部分に限る。)中「知事等から作成匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者」とあるのは「条例第13条第1項第1号に掲げる者」と、「当該作成匿名データ」とあ

るのは「同号に定める情報」と、「受託匿名データ」とあるのは

する同条第2項」とあるのは「同項」と、同項第1号中「国の行 政機関、他の地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関 等」という。)」とあるのは「公的機関等」と、「受託匿名データ」 とあるのは「第1項調査票情報」と、「盗難防止及び災害からの 保護」とあるのは「盗難防止」と、「知事等に対し、当該委託に 係る業務のうち」とあるのは「当該委託を受けた者が講ずるべき」

改正前	改正後
	と、「確認を求める」とあるのは「確認を行う」と、同項第2号
	中「独立行政法人等」とあるのは「前号に掲げる者」と、「受託
	匿名データ」とあるのは「第1項調査票情報」と、「盗難防止及
	び災害からの保護」とあるのは「盗難防止」と、「知事等に対し、
	<u>当該委託に係る業務のうち」とあるのは「当該委託を受けた者が</u>
	講ずるべき」と、「確認を求める」とあるのは「確認を行う」と、
	同項第3号中「個人」とあるのは「前2号に掲げる者以外の者」
	と、「受託匿名データ」とあるのは「第1項調査票情報」と、「 <u>盗</u>
	難防止及び災害からの保護」とあるのは「盗難防止」と、「受託
	<u>匿名データを取り扱う者」とあるのは「第1項調査票情報の提供</u>
	を受けた者」と、「知事等に対し、当該委託に係る業務のうち」
	とあるのは「当該委託を受けた者が講ずるべき」と、「確認を求
	<u>める」とあるのは「確認を行う」と読み替える。</u>
	2 条例第13条第1項第2号に掲げる者が講じなければならない同
	号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として同項の
	規則で定めるものについては、第21条第2項の規定を準用する。
	この場合において、同項(各号列記以外の部分に限る。)中「知事
	等から作成匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者そ
	の他の当該委託に係る業務を受託した者」とあるのは「条例第13
	条第1項第2号に掲げる者」と、「当該作成匿名データ」とある
	のは「同号に定める情報」と、「受託匿名データ」とあるのは「第
	2項匿名データ」と、「条例第12条第3項の規定により準用する
	同条第2項」とあるのは「同項」と、同項第1号中「国の行政機」
	関、他の地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」
	という。)」とあるのは「公的機関等」と、「受託匿名データ」と あるのは「第2項匿名データ」と、「盗難防止及び災害からの保
	護」とあるのは「盗難防止」と、同項第2号中「独立行政法人等」
	<u>とあるのは「前号に掲げる者」と、「受託匿名データ」とあるの</u>

改正前	改正後
改正前	改正後 は「第2項匿名データ」と、「盗難防止及び災害からの保護」とあるのは「盗難防止」と、同項第3号中「個人」とあるのは「前2号に掲げる者以外の者」と、「受託匿名データ」とあるのは「第2項匿名データ」と、「盗難防止及び災害からの保護」とあるのは「盗難防止」と、「受託匿名データを取り扱う者」とあるのは「盗難防止」と、「受託匿名データを取り扱う者」とあるのは「第2項匿名データの提供を受けた者」と読み替える。 3 条例第13条第1項第1号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として同条第2項の規定により準用する同条第1項の規則で定めるものについては、第21条第2項の規定を準用する。この場合において、同項(各号列記以外の部分に限る。)中「知事等から作成匿名データ」とあるのは「条例第13条第1項第1号に掲げる者から同号に定める情報」と、「受託匿名データ」とあるのは「受託調査票情報」と、「受託匿名データ」とあるのは「受託調査票情報」と、「受託匿名データ」とあるのは「受託調査票情報」と、「の項各号中「受託匿名データ」とあるのは「受託調査票情報」と、「盗難防止及び災害からの保護」とあるのは「受託調査票情報」と、「盗難防止及び災害からの保護」とあるのは「強難防止」と、「知事等に対し」とあるのは「条例第13条第1項において当該受託調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項第1号に掲げる者に対し」と読み替える。
	4 条例第13条第1項第2号に掲げる者から同号に定める情報の取
	扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務 を受託した者が講じなければならない同号に定める情報を適正に
	管理するために必要な措置として同条第2項の規定により準用す
	る同条第1項の規則で定めるものについては、第21条第2項の規

改正前	改正後
様式(第3条関係)	定を準用する。この場合において、同項(各号列記以外の部分に限る。)中「知事等から作成匿名データ」とあるのは「条例第13条第1項第2号に掲げる者から同号に定める情報」と、「当該作成匿名データ」とあるのは「同号に定める情報」と、「条例第12条第3項の規定により準用する同条第2項」とあるのは「同条第2項の規定により準用する同条第1項」と、同項各号中「盗難防止及び災害からの保護」とあるのは「盗難防止」と読み替える。
略	様式(第3条関係)
(裏) 佐賀県統計データ利活用推進条例(抜粋) (立入検査等) 第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	(裏) 佐賀県統計データ利活用推進条例(抜粋) (立入検査等) 第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 · 3 略	2 · 3 略
略	略
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。